

第 262 回埼玉県都市計画審議会

令和 8 年 8 月 5 日 午前 10 時 00 分開会

場 所 さいたま商工会議所会館

○事務局 定刻となりましたので、只今から第 262 回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。私は、本日司会を務めさせていただきます、埼玉県都市整備部都市計画課副課長の小森と申します。よろしくお願いします。

委員の皆様にはお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

はじめに、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。埼玉県都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会議を開くには委員の 2 分の 1 以上の出席が必要です。本日規定の定足数に達しているため、本審議会は成立となります。

次に、本日の資料を確認させていただきます。お手元のタブレット等を御準備ください。事務局で準備したタブレットにつきましては、タブレットの脇に操作方法を置きましたので、操作の参考にしてください。また、操作方法が御不明な場合は、近くの事務局職員にお尋ねください。担当の事務局職員は、その場で起立してください。こちらの 2 名が担当させていただきますので、よろしくお願いします。

事前にお送りした資料は、配布資料一覧表、議案概要一覧表、議案書でございます。

加えて、直近でお送りした資料は、次第、座席表、委員名簿、報告、報告・参考の資料でございます。以上でございますが、不足はございませんか。

それでは今年度最初の都市計画審議会でございますので、はじめに委員の皆様を御紹介させていただきます。恐れ入りますが、お名前をお呼びしましたら、その場で一度御起立いただいたあと、御着席ください。

オンラインで出席の委員の方は、マイクをオンにいただき、御返事を頂ければと思います。最初に会長続きまして名簿の順に、お名前をお呼びいたします。

初めに、当審議会会長で、東京電機大学教授高田和幸様でございます。

○高田委員 高田です。よろしくお願いします。

○事務局 埼玉県都市計画審議会条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する学識経験者として、弁護士の山本美雪様でございます。

○山本委員 よろしくお願いいいたします。

○事務局 東京国際大学准教授盛本品子様でございます。

○盛本委員 よろしくお願いいいたします。

○事務局 埼玉大学教授内田奈芳美様でございます。

○内田委員 内田です。よろしくお願いします。

○事務局 埼玉中央農業協同組合女性部相談役栗嶋美津江様でございます。

○栗嶋委員 よろしくお願いいいたします。

○事務局 本庄商工会議所女性会会長五十嵐敦子様でございます。本日は欠席となっております。

浦和大学副学長大久保秀子様でございます。

○大久保委員 大久保でございます。よろしくお願いします。

○事務局 次に、同第2号に規定する関係行政機関の職員として関東農政局長代理の野中様でございます。

○菅家委員（代理） よろしく願いいたします。

○事務局 関東運輸局長代理の清家様でございます。

○藤田委員（代理） よろしく願いいたします。

○事務局 関東地方整備局長代理の香田様でございます。

○橋本委員（代理） よろしく願いいたします。

○事務局 次に、同第3号に規定する市町村長を代表する者として、蓮田市長山口京子様でございます。

○山口委員 はい、よろしく願いいたします。

○事務局 寄居町長峯岸克明様でございます。本日は欠席となっております。

続きまして、同第4号に規定する県議会の議員として、杉田茂実様でございます。

○杉田委員 はい、よろしく願いいたします。

○事務局 渡辺大様でございます。

○渡辺委員 はい、よろしく願いいたします。

○事務局 木下博信様でございます。

○木下委員 はい、よろしく願いいたします。

○事務局 宇田川幸夫様でございます。

○宇田川委員 はい、よろしく願いいたします。

○事務局 田村琢実様でございます。

○田村委員 よろしく願いいたします。

○事務局 細川威様でございます。

○細川委員 はい、よろしく願いいたします。

○事務局 橋詰昌児様でございます。

○橋詰委員 はい、お願いします。

○事務局 平松大佑様でございます。

○平松委員 はい、よろしく願いいたします。

○事務局 次に、同第5号に規定する市町村議会の議長を代表する者として、川口市議会議長宇田川好秀様でございます。本日は欠席となっております。

神川町議会議長赤羽奈保子様でございます。

○赤羽委員 はい、よろしくお願いします。

○事務局 次に、同条例第3条第2項に規定する専門委員として、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会顧問の内山俊夫様でございます。

○内山委員 はい、よろしく願いいたします。

○事務局 ここで、今年度最初の審議会となりますので、幹事を代表いたしまして、埼玉県都市整備部長の中村から、御挨拶を申し上げます。

○幹事（都市整備部長） おはようございます。都市整備部長の中村でございます。今年度最初の都

市計画審議会でございますので、幹事を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃から埼玉県都市計画行政の推進に御支援、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本県は「人口減少・超少子高齢社会の到来」、「激甚化・頻発化する自然災害などへの危機対応」という時代の転換期における二つの歴史的課題に直面しております。

これらの課題に立ち向かい、安心・安全で持続的に発展する埼玉県の礎を築くため、「コンパクト」「スマート」「レジリエント」の三つの要素を兼ね備えた持続可能なまちづくり「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」などに取り組んでいるところでございます。

これらの取組を加速させていくため、本県では、県の都市計画の基本指針となる「まちづくり埼玉プラン」の見直しを進めており、昨年度本審議会から、プランの基本方向について御提言をいただきました。

本日は、いただきました御提言をもととして、時代の潮流や7月に公表いたしました「埼玉県5か年計画大綱」を踏まえ作成をいたしました「まちづくり埼玉プラン（原案）」について御報告をさせていただきます。本審議会の皆様から御意見を伺い、20年後を見据えた方針となるよう見直しを進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きの御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、都市計画審議会において様々な審議をいただくことを予定してございますが、今年度御審議いただく案件につきましては「区域区分の変更」や「都市計画道路の見直し」に関連するものを予定してございます。

委員の皆様方には、引き続き御指導、御支援賜りますよう心からお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局　続きまして、注意事項について御説明いたします。

まず会場参加の委員の皆様には、発言方法について御案内いたします。御発言の際には、挙手をお願いします。会長が指名しましたら、職員がマイクをお渡ししますので、マイクを通じて御発言ください。

また、Web参加の委員の皆様につきましては、基本はビデオオン・マイクをオフ状態にいただき、発言の際は手を挙げていただくか、Teamsの挙手ボタンを使用してください。会長が指名しましたら、マイクのミュートを解除し、発言をお願いいたします。

それでは、この後は、埼玉県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、高田会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。高田会長よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田）　それでは始めてまいります。本日は、委員の皆様方には、大変御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

皆様の御協力をいただき、審議は慎重かつ効率的に進めてまいりたいと思います。御協力のほどをお願いいたします。

それではまず、本日の会議録の署名委員についてでございます。埼玉県都市計画審議会運営規則第5条第2項の規定により、私から指名させていただきます。大久保委員さん、杉田委員さんのお二人をお願いしたいと存じます。

次に、本審議会は、「埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱」に基づき、原則公

開となっております。私としましては、本日は非公開にすべきと思う案件はございませんが、委員の皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

それでは、本日の審議会は、すべて公開で進めさせていただきます。傍聴希望されている方はいらっしゃいますか。

○事務局 会場、オンライン共にいらっしゃいます。記者はオンラインでいらっしゃいます。

○議長（高田） それでは、傍聴者の入場・視聴を許可します。

〔傍聴者入場、オンライン傍聴者視聴開始〕

○議長（高田） オンライン傍聴の方、音声は聞こえていますでしょうか。

〔音声確認後〕

○議長（高田） 議事に入ります前に、会場傍聴、オンライン傍聴を含め、傍聴者の皆様に傍聴上の注意を申し上げます。事務局よりお配りいたしました、「傍聴要領」をよく読み、遵守してください。

それでは只今から、次第「2 議事」に入ります。本日は、お手元の次第にありますとおり議第 5380 号「富士見都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を始めとする 2 議案について、御審議をお願いするものでございます。それでは、議第 5380 号「富士見都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、幹事から議案の説明をお願いします。

○幹事（建築安全課長） 建築安全課長の小松でございます。恐れ入りますが、着座にて御説明いたします。それでは、議第 5380 号「富士見都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、御説明いたします。議案書は 5 ページから 10 ページでございます。お近くのモニターを御覧ください。

はじめに、建築基準法第 51 条の制度について御説明いたします。産業廃棄物処理施設等の用途に供する建築物は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ、新築、増築または用途変更することができません。ただし、特定行政庁が、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、これらが可能となります。ここでいう特定行政庁とは、建築行政の指導権限を持つ地方公共団体の長のことで、埼玉県内では、さいたま市など 12 市の各市長、または埼玉県知事が、これにあたります。今回の議案は、三芳町に位置する産業廃棄物処理施設のため、埼玉県知事が、特定行政庁として本審議会に付議するものでございます。

続きまして、敷地の位置について御説明いたします。敷地は県の南部、富士見都市計画区域に属する三芳町内に位置し、都心からは約 30 km の距離にございます。次に、拡大した地図で御説明いたします。敷地は、画面左下の赤く塗った場所でございます。東武東上線ふじみ野駅から南西へ約 5.5 km の地点にあり、所在地は、三芳町大字上富字緑 1588 番地 1、外 35 筆でございます。今回の敷地は、市街化調整区域内にございます。

次に、車両の搬出入経路でございますが、幹線道路である県道所沢堀兼狭山線に接続する幅員 7.4m の所沢市道 3-241 号線を通して、搬出入を行う予定でございます。

計画の概要について御説明いたします。計画は、産業廃棄物処理施設として、廃プラスチック類

及び木くずの破碎施設 1 基を新設するものでございます。それに伴い、工場を 1 棟、その他倉庫等を計 3 棟、増築いたします。

続きまして、施設の配置について御説明いたします。敷地面積は 25,015.74 m²でございます。緑色の部分は緑地を示しております。青色で示した部分は今回増築する建築物でございます。既存建築物は茶色で示しております。今回増築する建築物の中に、黄色で示されている「破碎施設」を設置いたします。敷地の三方を囲む灰色で示した部分が、搬出入経路であり、それぞれ、画面上側の三芳町道上富 17 号線が幅員 6.0m、画面右側の所沢市道 3-241 号線が幅員 7.4m、画面下側の三芳町道上富 15 号線が道路幅員 4.3mに自主拡幅部分を加え、幅員 6 m以上の、一体の道路形態となっております。車両の待機スペースは画面右側の敷地向かいの土地に確保しております。雨水については、青緑色で示した部分である雨水貯留施設において敷地内で処理いたします。

以上が、「富士見都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」の概要です。当該施設の敷地の位置について、三芳町に意見照会したところ、三芳町総合振興計画等の将来計画に照らし、「支障ない」旨の回答を得ております。県といたしましても、この敷地の位置について、都市計画上支障がないものと考えております。

説明は以上です。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田） 只今の説明に関して御質問、御意見などございませんでしょうか。では、この立地場所が市町の境界部分にありますが、周辺の自治体さんの御理解は進んでいるのでしょうか。

○幹事（建築安全課長） こちら狭山市、所沢市に接しております、全ての市において同意を得ています。

○議長（高田） はい。わかりました。その他いかがでしょうか。

それでは、議第 5380 号の議案について採決をいたします。

議第 5380 号につきまして、都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（高田） 御異議ないものとして、本案は、都市計画上支障がないと認めることといたします。

次に、議第 5381 号「児玉都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、幹事から議案の説明をお願いします。

○幹事（建築安全課長） 次に、議第 5381 号「児玉都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、御説明いたします。議案書は 11 ページから 16 ページでございます。お近くのモニターを御覧ください。

建築基準法第 51 条の制度概要については、議第 5380 号において御説明したとおりでございます。本議案は、本庄市に位置する産業廃棄物処理施設のため、埼玉県知事が特定行政庁として本審議会に付議するものでございます。

続きまして、敷地の位置について御説明いたします。敷地は県の北部、児玉都市計画区域に属する本庄市内に位置し、都心から約 80 kmの距離にございます。次に、拡大した地図で御説明いたします。敷地は、画面の下側、赤く塗った場所でございます。JR 八高線の児玉駅から、南へ約 1.5 kmの地点にあり、所在地は、本庄市児玉町児玉字中島 780-2、外 37 筆でございます。児玉都市計画区

域は、区域区分を定めていない、いわゆる非線引きの都市計画区域で、敷地は用途地域の指定のない区域に位置しています。

次に、車両の搬出入経路でございます。幹線道路である国道 254 号から、幅員 9.5m の本庄市道 K 2 級 12 号線を通り、搬出入を行う予定でございます。

計画の概要について御説明いたします。計画は、産業廃棄物処理施設として、廃プラスチック類、及び木くずの破碎施設を 1 基ずつ、計 2 基、新設するものでございます。これに伴い、処理施設の建物を 2 棟、事務所を 1 棟、新築いたします。

続きまして、施設の配置について御説明いたします。図中の太い黒線で囲われた区域が今回の敷地で、敷地面積は 15,088.43 m²でございます。敷地の中、濃い青色で示した部分が、新築する建築物でございます。処理施設の建築物 2 棟に、それぞれ、黄色で示した破碎施設を設置いたします。敷地の外周部には、緑色で示した緑地が配置されます。敷地への搬出入車両の出入りは、灰色の矢印で示した経路により、北側と南側の 2 方向から行います。敷地周囲の搬出入経路となる道路は全て本庄市道で、国道 254 号につながる画面上側の道路が幅員 9.5m、右側が幅員 8.2m、下側が幅員 8.1m となっております。なお、車両の待機スペースは敷地内に確保しております。雨水については、敷地内に埋設した雨水処理施設により、貯留及び地下浸透を行います。

以上が、「児玉都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」の概要でございます。当該施設の敷地の位置は、本庄市都市計画マスタープランの土地利用方針図における「工業地」に、本庄市総合振興計画の土地利用構想図における「産業集積ゾーン」に位置しており、当該地域の将来計画に照らして支障のないものとなっております。また、本庄市に意見照会したところ、「支障ない」旨の回答を得ております。県といたしましても、この敷地の位置について、都市計画上支障がないものと考えております。

説明は以上です。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田） 御説明ありがとうございます。只今の説明に関して御質問、御意見などございませんでしょうか。では、質問させていただきます。敷地の位置がこの秋山川という小さい河川の、そばというか横に立地されているので、河川の氾濫等に対して何らかの予防対策など、されているのでしょうか。

○幹事（建築安全課長） 仰る通り上部で秋山川に接している敷地になってございます。災害リスクマップ、浸水想定図におきますと、30 年から 100 年に 1 度程度の確率で発生します大規模な雨水量によっては浸水範囲に含まれておりまして、その浸水具合は 50cm 未満の浸水が想定されている場所になってございます。これに対して今回の施設は敷地の宅地を現況地盤面から約 50cm 以上嵩上げして開発する計画となっております。これにより敷地の浸水リスクは軽減され则认为している状況でございます。以上です。

○議長（高田） はい。ありがとうございます。その他いかがですか。

それでは議第 5381 号の議案について採決をいたします。

議第 5381 号につきまして、都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（高田） 御異議ないものとして、本案は、都市計画上支障がないと認めることといたします。

す。

では報告事項にまいります。次に、次第「3 報告」として幹事より「『まちづくり埼玉プラン』の見直しについて」発言したいということです。これを許します。幹事より御報告をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課の高野でございます。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。令和8年2月の埼玉県都市計画審議会では、貴重な御提言をいただき、ありがとうございました。本日は、いただいた提言を基に作成した「まちづくり埼玉プラン」の原案について、報告させていただきます。

初めに、位置付けについてです。「まちづくり埼玉プラン」は、平成20年に「埼玉県5か年計画」や「埼玉県都市計画審議会提言」を踏まえて策定された計画でございます。20年後を見据えた都市計画の基本指針を示す計画でございます。策定後10年が経過した平成30年3月に内容を一部見直しております。このプランは、まちづくりの目標達成のためのアプローチや、都市計画制度の運用などで構成され、県、市町村において県全体の都市計画やまちづくりの大きな方向性を共有することなどに活用されます。

次に見直しの背景でございます。本県は「人口減少・超少子高齢社会の到来」、「激甚化・頻発化する自然災害など危機への対応」という時代の転換期における「2つの歴史的課題」に直面しています。時代の潮流や、現在策定を進めている新たな5か年計画を踏まえ、さらに20年後を見据えた計画に全面見直しを行います。これに加えて、本県は「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」に取り組んでおり、このプロジェクトの理念を本プランに位置付けます。

次に提言の概要でございます。経緯として、令和6年10月に都市計画審議会に対して、本プランの見直しの基本方向に関する調査検討を依頼しました。審議会の中に専門部会を設置し、本プランの基本方向の検討が行われ、令和8年2月の都市計画審議会において「時代の潮流を見据えた『埼玉の都市計画の基本方向』」として提言をいただきました。その概要ですが、埼玉県では時代の潮流や、「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」「DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進」など、まちづくりの現状を整理し、20年後のまちづくりを考えるうえでの課題が整理されています。更に、将来都市像を定め、「暮らし」、「活力」、「個性」、「安心」の視点ごとに目標を整理し、目標達成のためのアプローチや都市計画を推進するために必要な事項が提示されています。次に、提言の内容ですが、時代の潮流やまちづくりの課題を踏まえ、新たな将来都市像として、「個性を生かし、活力に溢れた安心して暮らし続けられるまち埼玉」を設定いただきました。その実現に向けて、「暮らし」「活力」「個性」「安心」の4つのまちづくりの視点ごとにまちづくりの方向性を提示いただいております。更に、それぞれの視点ごとにまちづくりの目標を設定していただき、その目標を達成するためのアプローチが具体的に示されております。また、まちづくりの連携と都市計画の推進について、御提示いただいております。

次にスケジュールについてです。令和8年度については、5月に本プランの素案について市内市町村意見照会を行い、これを反映し、原案といたしました。本プランの原案を今回の都市計画審議会にて報告させていただき、9月には県議会への報告を予定しております。その上で、10月から11月に県民コメントを実施いたします。この県民コメントを反映し、「まちづくり埼玉プラン」の案

を作成し、令和9年2月の都市計画審議会に報告し、県議会への上程を予定しているものでございます。

次に、「まちづくり埼玉プラン（原案）」の全体構成についてです。序章として、見直しの背景、位置付け、目標期間をまとめております。第1章は、時代の潮流とまちづくりの現状、まちづくりの課題です。第2章は、将来都市像を設定し、まちづくりの視点や方向性を示しました。第3章では4つの視点における目標を設定いたしました。第4章では、目標達成するためのアプローチを示しております。第5章では、都市計画制度の運用について基本方向を明示しました。第6章は地域区分と地域区分ごとのまちづくりについて示しております。第7章では、まちづくりの連携や推進方針の考え方を明示いたしました。

次に、時代の潮流と埼玉のまちづくりの現状について説明いたします。初めに、「人口減少と人口構造の変化」です。本県は令和3年を境に人口減少へ転じ少子高齢化の進行が見込まれています。また、生産年齢人口も令和32年には3割減少すると推計されております。一方で、労働力人口は、女性や60代の労働参加、外国人労働者の増加を背景に、令和7年には過去最高の水準にあります。続いて、「土地利用の状況」については、首都圏の中心にある立地と都市機能と豊かな自然が調和した暮らしやすさが本県の強みである一方、空き家が増加傾向にあるなど、都市のスポンジ化が進行する地域も見られます。「充実した交通ネットワーク」については、鉄道・道路網が充実する一方、交通空白地区も存在し、公共交通の更なる充実が求められています。続いて、「経済を取り巻く環境」については、交通利便性を生かして多様な産業と農業が発展し、生産者と消費地が共存することが、本県経済の特徴です。「自然災害の激甚化・頻発化」については、気候変動による風水害のリスクの増大に加え、大地震の発生リスクも高い状況にあります。続いて、「多彩な地域資源」については、文化財や緑地、スポーツ施設など多彩な地域資源が県内に多く存在し、魅力と活力を創出しています。「デジタルトランスフォーメーション（DX）」については、ビッグデータや先進技術の活用が、暮らしの利便性向上と地域課題の解決に貢献いたします。「老朽化が進む公共インフラ」については、今後整備されてから50年以上経過する施設が急増すると見込まれ、公共インフラの劣化や損傷により、災害時の被害拡大に繋がる危険性が懸念されます。続いて、「県民ニーズの変化」については、「災害から県民をまもる」「防犯の地域づくりを進める」に関する要望が拡大しています。また、定住意向調査では、「徒歩圏内で必要な生活サービスを受けられるまちづくり」が過半数です。「地域間での連携の推進」については人口減少下において持続可能で活力のあるまちづくりを進めるために、自治体の垣根を越えた広域的な連携が有効になります。続いて、「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」です。誰もが安心して暮らし続けられる持続可能なまちづくりを目指すため、埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組んでいます。魅力的な拠点を構築する「コンパクト」、先進的な共助を実現する「スマート」、持続可能な地域を形成する「レジリエント」の3つの要素を一体的に推進しています。

続いて、まちづくりの課題についてです。時代の潮流やまちづくりの現状を踏まえて、9つのまちづくりの課題を設定しています。「①公共交通と連携したコンパクトシティの推進」では、データに基づく都市計画の運用や、地域特性に応じた拠点とネットワークの形成などが求められます。

「②働く場所の確保と多様化」では、就労環境づくりや就業支援、成長産業の育成誘致などが求め

られます。「③個性ある地域資源の保全と活用」では、多彩な地域資源や緑の保全活用により、地域の魅力や暮らしやすさの向上が求められます。「④人口減少社会における集中的な投資」では、公共インフラの計画的な維持管理・更新などが求められます。続いて、「⑤誰もが快適に暮らせる社会の実現」では、多様な人材が活躍できる社会の実現と県民の利便性向上、暮らしやすいまちづくりが求められます。「⑥気候変動や脱炭素への身近な取組」では、多様な主体と連携したカーボンニュートラルへの取組や、持続可能なライフスタイルの普及などが求められます。「⑦洪水や地震などからまちを守り被害を軽減する取組の推進」では、迅速な復旧・復興を可能とする強靱なまちづくりや官民連携強化が求められます。「⑧デジタルトランスフォーメーション（DX）のまちづくりへの浸透」では、DXを活用して質の高いサービスの創出や、利用環境の整備が求められます。「⑨地域の状況に応じたアプローチ」では、地域資源や特性を生かした個性豊かな地域づくりなどが求められます。

続いて、第2章将来都市像とまちづくりの方向性です。20年後を見据えた暮らしやすい埼玉の実現に向けて、将来都市像を、「個性を生かし、活力にあふれた安心して暮らし続けられるまち埼玉」としております。この将来都市像を実現するため、「暮らし」「活力」「個性」「安心」の視点からまちづくりの方向性を示しています。「暮らし」では、都市の利便性を享受でき、快適な暮らしを実現できるまち。「活力」では、誰もが活躍でき、本県の経済と暮らしを支える活力のあるまち。「個性」では、多様な地域資源や特性を生かした個性あるまち。「安心」では自然災害などあらゆる脅威に対応した、安心して暮らし続けられるまち、といたしました。

続いて、第3章まちづくりの目標です。まちづくりの4つの視点ごとに目標を設定いたしました。「暮らし」の目標として、必要な機能がコンパクトに集積したまち、エリアの価値を生かし持続的に成長発展するまち、誰もが移動しやすいまちを、「活力」の目標として、適切な土地利用が計画されまちづくりと連携した交通体系が整備されたまち、多様な人材が活躍できるまち、人が集まりにぎわいのあるまちを、「個性」の目標として、地域資源を生かしたまち、豊かな自然と共生したまち、個性に合わせた暮らしを実現できるまちを、「安心」の目標として、洪水や地震などの災害に強いレジリエントなまち、誰もが安全快適に暮らせるまち、と設定いたしました。

続いて、第4章目標達成のためのアプローチです。まず、「暮らし」の目標を達成するためのアプローチについてですが、ここでは埼玉版スーパー・シティプロジェクトの3要素「コンパクト」「スマート」「レジリエント」との連動性も示しており、◎で示したものがその要素を最大化しているものとございます。目標1「必要な機能がコンパクトに集積したまち」に対するアプローチとしましては、居住・都市機能誘導によるまちのコンパクト化、拠点の形成による都市機能の集約、公共交通ネットワークを形成、としております。目標2「エリアの価値を生かし、持続的に成長・発展するまち」に対しては、市街地開発事業の活用、ストックを有効活用した都市機能の提供、地域との協働による特色あるまちづくりとしております。目標3「誰もが移動しやすいまち」に対しては、生活を支える道路網の整備、公共交通網の充実としております。

次に「活力」の目標を達成するためのアプローチです。目標1「適切な土地利用が計画されまちづくりと連携した交通体系が整備されたまち」に対するアプローチとしましては、市街化調整区域等における計画的な工業・産業立地、幹線道路ネットワークの整備による物流機能の向上としてお

ります。目標2「多様な人材が活躍できるまち」に対しては、多様な働き方を実現するための環境整備、多様な産業を支える環境整備、としております。目標3「人が集まり、にぎわいのあるまち」に対しては、ウォーカブルなまちづくりとしております。

次に「個性」の目標を達成するためのアプローチでございます。目標1「地域資源を生かしたまち」に対するアプローチといたしましては、地域資源を生かした埼玉の活性化としております。目標2「豊かな自然と共生したまち」に対しましては、環境資源の整備・保全、環境資源の活用の推進としております。目標3「個性に合わせた暮らしを実現できるまち」に対しては、誰もが暮らしやすいまちづくり、地域との連携によるまちづくりとしております。

次に「安心」の目標を達成するためのアプローチです。目標1「洪水や地震などの災害に強いレジリエントなまち」に対するアプローチとしましては、防災・減災の取組としております。目標2「誰もが安全、快適に暮らせるまち」に対しては、インフラの整備・維持・保全、脱炭素型のまちづくりとしております。

続いて第5章都市計画制度の運用です。まず、土地利用の基本方向についてです。区域区分の考え方としましては、区域区分制度を適切に運用し、コンパクトなまちづくりを推進することとしております。市街化区域の考え方としましては、必要な都市機能を誘導し、高度な機能が集積した拠点の形成を図ることとしております。市街化調整区域の考え方としましては、開発許可制度などの適切な運用により市街化を抑制することとしております。次に、都市施設の基本方向についてですが、必要な都市施設の整備・更新・管理を実施すること、また社会情勢の変化に合わせた計画の見直しとしております。次に、市街地開発事業の基本方向についてですが、事業の重点化を図り、まちの価値や安全性を高める事業を推進すること、都市の再生・再構築は適切に事業を推進することとしております。

続いて、第6章地域のまちづくりでございます。図のように、県南・圏央道・県北の3つのゾーンに区分し、それぞれの地域の特色に応じたまちづくりの方向性を示してしております。更にゾーンごとに方向性に基づき、市街地形成、拠点形成、防災・減災、交通に関する具体的な取り組みを示してしております。

初めに、県南ゾーンですが、まちづくりの方向性として鉄道・道路網などの充実した交通ネットワークを生かしたまちづくりを推進すること、既成市街地では、市街地開発事業等による都市機能の高度化を図ることとしております。具体的な取組の例として、市街地においては、市街化区域への居住誘導による適切な人口密度の維持。拠点においては、駅周辺の高度な都市機能の集積、テーマパークやスポーツ施設等の地域資源を生かしつつ都市機能の集約。防災・減災においては、土地利用の誘導と流域治水の推進、密集市街地対策、首都直下地震に備えた強靱な市街地形成。交通においては、「あと数マイル・プロジェクト」など公共交通利便性の向上、東西方向の交通ネットワークの形成などがございます。

次に、圏央道ゾーンですが、まちづくりの方向性として、豊かな自然や住環境を確保しつつ、埼玉の活力を支える産業立地を計画的に推進すること、地域特性に応じた特色あるまちづくりを進めることとしております。具体的な取組の例として、市街地においては、住まい、自然、産業が共存した市街地の形成、道路網の整備や新モビリティの活用。拠点においては、地域資源を生かし、都

市機能が集積した生活拠点の形成。防災・減災においては、土地利用の誘導と流域治水の推進、密集市街地対策、首都直下地震に備えた強靱な市街地形成。交通においては、東西方向の交通ネットワークの形成、バス路線の維持や地域公共交通の活性化などがございます。

次に県北ゾーンですが、まちづくりの方向性として、自然環境を生かしつつ環境保全に配慮したまちづくりを進めること、自治体間連携による公共施設の集約・共同利用や都市機能集約・居住誘導を進めることとしております。具体的な取組の例として、市街地においては、居住誘導による人口密度低下の軽減とインフラ施設の集約、また広域的な連携。拠点においては、豊富な文化財や観光資源を生かした特色ある拠点形成。防災・減災においては、流域治水の推進、土砂災害などに備えたインフラ整備、避難物資輸送経路の確保。交通においては、幹線道路や生活道路について交通ネットワークを強化することなどがございます。

続いて、第7章連携と推進です。広域連携の推進では、国や近隣都県、県内市町村との広域連携を進めるとともに、広域都市計画の検討、都市施設の相互利用、交通ネットワーク連携を支援し適切な都市計画区域の設定によって自治体間連携を強化します。地域の多彩な主体との連携の推進では、多様な主体との協働のもと、住民参加や地域の実情を踏まえた都市計画、民間活力の積極的な活用により、持続的なまちづくりの実現を目指します。関連分野での連携の推進では、交通、防災、経済など関連分野の施策との連携が必要であり、庁内の各部局と連携・協力してまいります。

続いて、まちづくりの推進方針です。都市計画の迅速な推進としては、デジタル技術やビッグデータの活用、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用。情報のオープン化、部門横断的に取り組める体制の構築、市町村間の調整・支援により、著しく変化する社会情勢や、都市課題に対して柔軟に対応いたします。定期的な評価見直しとしては、本プランやまちづくりに関する計画などにおいて定期的に評価・見直しを行うとともに、市町村との連携、施策支援制度の検討などにより、社会に応じた計画に更新してまいります。

以上が「『まちづくり埼玉プラン』の見直しについて」の説明となります。御指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高田） 御説明ありがとうございます。只今の報告事項につきまして、何か御質問・御意見などございますでしょうか。

○田村委員 審議会にて2年前から議論いただいている旨、重々承知しているんですけども、今年度に、来年度以降に向けた埼玉県の5か年計画の変更について、これから審議がされていく中で、上位計画である5か年計画が大幅に変わった場合の対応というのはどのように考えていますか。

○幹事（都市計画課長） 現状で7月に大綱が公表されまして、それに基づいて整合をとりながら、原案の方は進めさせていただいているところでございます。5か年計画の議論の状況を踏まえまして、最終的には案を固めるのが2月の都市計画審議会までになりますので、その状況を見ながら最新のものに見直して最後の案としたいと考えております。

○田村委員 5か年計画が議会の中で大幅な変更をした場合に、この「まちづくり埼玉プラン」はどのように対応していくのかってことを聞きたいのですが。

○幹事（都市計画課長） 5か年計画の内容が大きく変わるようであれば、それに伴って変更する必要があると思いますので、そこの議論の状況を見て、議決のタイミング等も御相談させていただけ

ればと思います。よろしくお願いします。

○議長（高田） その他いかがでしょうか。盛本委員どうぞ。

○盛本委員 1つ質問させていただきたいのですけれども、資料の5ページ。今後のスケジュールにつきまして、10月から11月に県民コメントがあるのですけれども、これは誰を対象にどのような調査を行うのか教えていただいてもいいでしょうか。

○幹事（都市計画課長） 対象といたしましては、県民の皆様になります。県民の皆様であればなたでも御意見いただけるという形です。本原案を公表させていただきまして、それを見ていただいた上で、御意見をいただくという形になっております。

○盛本委員 ホームページで公開ですか。

○幹事（都市計画課長） はい。ホームページで公開になります。

○盛本委員 こういった案があるということは県民の方にはどのように周知されるのでしょうか。

○幹事（都市計画課長） 彩の国だよりという広告紙を使います。あとは記者発表もいたしますので、それらを使って広く周知させていただきたいと思います。

○盛本委員 不勉強で申し訳ないですが、そういった形で意見聴取をした場合、どの位コメントが寄せられる予想でしょうか。

○幹事（都市整備部長） 県では色々な計画を策定するときに県民コメントなどを実施しておりまして、その計画の種類によって意見が数多くいただくものもあれば、意見が非常に少ないケースもございます。それはコメントを求めていくその計画によるという内容になってございます。

○盛本委員 分かりました、ありがとうございます。

○議長（高田） その他いかがでしょうか。ではすみません、私の方から何点か。キーワードとして20年後を想定されているということなので、ネイチャーポジティブ的な自然の多様性を増やしていくとかそういうところの視点が、これまで議論でちょっと不足していたかなという気がするので、もし可能であればそのようなニュアンスをどこか埋め込めていただけたらと思います。

それから2点目は、交通安全という、そういう視点もあまり話してこなかったかなという気がしていて、やはり交通事故のない社会を作っていく、そこもやっぱり都市計画と関わってくるので、もし埋め込められるようでしたらどこかにキーワードとして入れていただけたらと思います。

それから、3点目は公共交通とか地域公共交通とか、鉄道とか少し大きいインフラのネットワークは話してきたのですが、自転車のような、少しライトなモビリティの話が抜けていたかなと思います。なので、これもどこかに埋め込められるようでしたら、キーワードを入れていただけたらと思います。

あと、気候変動に対してまちをどうしていくかという、そういうところも20年後を見据えると、色々な都市インフラを変えていかなきゃいけないところもあるのかなと思うので、気候変動に対して都市をどうしていくかっていう、その辺のニュアンスも入れていただけたらと思いました。

あとですね、自然というワードがあちらこちらで出てくるのですが、結構緑という感じで書かれていて、水辺とか土壌、或いは空気など、自然というものを何か緑で捉えている感がちょっと強くなって気がしたので、もう少し自然というものをちょっと広く捉えて、記載していただけたらいいかなと思いました。

あともう1点最後、空間の再配分的なキーワードはどこかに入っていましたでしょうか。要は今まで産業優先で使ってきた空間を少しずつ人の生活に寄り添うような方向にシフトすることでして、諸外国なんかそういうまちづくりをどんどん進めてるわけですけど、そういう空間再配分のようなことも20年後を見据え盛り込んでおくと、色々とやりやすいことがあるのかなというふうに感じました。

○幹事（都市計画課長） 本プランに関しては、まだ原案という状態でございますので、いただいた意見も踏まえて案の策定に反映させていければと思います。

例えばネイチャーポジティブなどであれば、まちづくりの視点の「個性」の中の目標2に「豊かな自然と共生したまち」というところがありますので、位置付けをもう少し書き込めるかというところを検討させていただきたいと思います。

また交通に関して、例えば自転車環境の充実というところでは、「暮らし」の目標の中の「誰もが移動しやすいまち」という部分がございますので、そちらへの記載というのが検討できるかと思っています。

また緑という部分に関しても「安心」の部分に「脱炭素型のまちづくり」という関連分野がありますのでそちらへ整理できるものと認識しております。

今日いただいた意見を参考に、更に県民意見も参考にしながら、20年後を踏まえた計画にしていければと思っております。

また空間の再配分は、「活力」の目標1の土地利用のところに該当するところがありますが、書き方についてはまた最終的に御相談させていただきながら、より良い表記になればと思っております。以上になります。

○議長（高田） この会終了後も各委員から気付いた点があれば事務局にお寄せいただいて、必要に応じて盛り込めるという形ででしょうか。

○幹事（都市計画課長） はい。引き続き御意見御指導いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高田） はい、渡辺委員。

○渡辺委員 御説明ありがとうございます。私も1点だけ。資料の17ページ辺りなのですが、「暮らし」の目標を達成するためのアプローチの目標1のところで、「必要な機能がコンパクトに集積したまち」に対するアプローチということで、集約のような観点、コンパクトの観点が出されていて、目標3のところで「誰もが移動しやすいまち」ということで、ある意味、拡散的な方向性が出ていて、若干相反するような考え方に見えるところ、ここの関係性が見えづらいかなと感じたのですが、その辺どういうお考えでしょうか。

○幹事（都市計画課長） 考え方としましては、今国を中心にコンパクト・プラス・ネットワークという考え方でまちづくりを進めるということになっておりまして、住むところはコンパクトにして、その拠点間の移動を充実させていこうという発想で、このプランもコンパクト・プラス・ネットワークというところに主軸を置いて考えているということでございます。

○渡辺委員 ありがとうございます。目標3の誰もが移動しやすいっていうところは、拠点間のっていう、説明が入るっていうことなんですかね。拠点間においては誰もが移動しやすいという考え方

ということですかね。

○幹事（都市計画課長）　そうですね。拠点間をネットワーク化して移動しやすくするという観点で
ございます。

○議長（高田）　その他ございませんか。内田委員どうぞ。

○内田委員　専門部会で話してきたので、まとめていただきましてありがとうございます。ちょっと
細かい話で申し訳ないですけど、原案の文章の資料のほうの31ページに、住宅開発を検討する場合
は基本的に市街化区域内で検討した上で市街化調整区域で行う場合は市街化区域への編入を検討し
ますっていうふうに書いてあるんですけど、もちろん住宅開発は基本的に市街化区域内で検討する
べきだと思うんですが、市街化調整区域でも幾つか開発が起こってる状況の中で本当に市街化区域
の編入検討するのかなってちょっと気になったものですから、現実にとれぐらい即してるのかって
話が1点。

2点目は立地適正化の話で、居住誘導区域の指定の中で、いくつかの自治体を見てるとやっぱり
市街化区域とほとんど変わらない状況で指定されてるっていう現状があるなというのが認識として
あります。そういった中で、市街化調整区域に開発型の市街化区域を広げるっていう考えと、ちょ
っとその辺りは齟齬があるなっていうことと。

もう1つはコンパクトの話の中で、コンパクトにするっていうことに対して、ここどういう理念
が必要なのかみたいな話は、結構各市町村で悩んでるところなのかなっていうのがありますのでコ
ンパクトであるべき、その選択肢はそれぞれ施策があると思うんですけども。その辺りもうち
ょっと何かサゼスションできるものがないのかなっていうのが。具体的でなくて申し訳ないですけ
ども、その辺はちょっとニュアンスとして入れていった方がいいのかな。コンパクトにすることに
こういう意味があるっていう話と、コンパクトにする上でどういう選択肢があるのかってことは、
ある種の方向性を示す意味で少し言及してもいいのかなって、ちょっと曖昧な話で申し訳ないん
ですけれども、思った次第です。

○幹事（都市計画課長）　御意見ありがとうございます。1点目の住宅開発するところに市街化区域
へというところでございますが、基本的には優良な市街地開発をしたところを市街化区域に入れて
いくという面的開発等を前提として、埼玉県の場合は住居系の市街地拡大というところを市街化区
域に入れていく、一方で調整区域内にも開発行為の中で認められているという部分で住宅開発があ
るという現状がございます。

いただいた御意見については、難しいところもございますが、案を作っていく上で参考に検討さ
せていただければと思います。御意見に全て応えられる形ではありませんが、いただいた御意見に
ついて検討できる部分を考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（高田）　その他いかがでしょうか。どうぞ。

○菅家委員（代理）　すみません、関東農政局でございます。文章の資料の31ページの、背景・課題
認識のところ、市街化調整区域では開発許可制度の導入により農地の開発防止への環境が保全と
いうことになってますけれども、参考までに、我々の方では農地制度がありますので、農業振興地
域制度の指定許可制度の中で、みなし整備を含めてしっかり農地を守ってきたということで、当然
開発許可制度ということで、開発が要請されてるということにプラスになりますけれども、我々の方

もししっかり制度運用をしているということで御理解いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 御意見ありがとうございます。御意見受けとめましたので、引き続きその辺りの表現も考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（高田） その他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○幹事（都市整備部長） 色々御意見を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。改めて、各委員の皆様にはメールで意見照会をお送りさせていただきまして、忌憚なく御意見頂戴できればと考えてございます。いただいた御意見を踏まえまして、必要な修正を加えた上で、改めて皆様方には修正案をお示しさせていただきたいと考えてございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（高田） それでは、「『まちづくり埼玉プラン』の見直しについて」報告を終了いたします。他に幹事から報告などございませんか。市街地整備課長どうぞ。

○幹事（市街地整備課長） 市街地整備課長の荒井でございます。恐れ入りますが着座にて説明をさせていただきます。

令和8年2月6日の埼玉県都市計画審議会にて御審議いただきました「和光都市計画事業和光市駅北口土地地区画整理事業の事業計画第3回変更に係る意見書について」の答申の中で附帯意見として、「当該事業の施行者である和光市が責任を持って地権者へ対応すべき。そして、個々の案件に応じて丁寧に対応すべきである。」との御意見をいただきました。意見の内容につきましては、審議会後、和光市にしっかりと説明をさせていただきました。附帯意見を真摯に受けとめた和光市からは、土地地区画整理事業の施行者として強い責任を持って対応すること、また、個々の案件に真摯に向き合い、丁寧に対応していくとの考え方が示されましたので御報告させていただきます。

市では、2月16日に関係権利者の代表者等で構成する「和光市駅北口土地地区画整理審議会」に県都市計画審議会からの答申及び附帯意見を報告し、次の3つの方向性で取り組むことを確認し、承諾を得ております。

1点目は、意見書を提出された方に直接御説明を行い、延伸の必要性について理解を深めていただけるよう努めるということでございます。

2点目は、意見者の方だけではなく、権利者全体に向けても、事業の進捗状況や施行順序の考え方などを適切に共有していくということでございます。

3点目は、継続的な取り組みとして、駅北口土地地区画整理審議会での説明内容や議事録を「区画整理だより」や市のホームページを通じて広く周知し、事業の透明性を高めていくということでございます。

和光市では、全ての権利者に対し、この内容を個別配布やホームページでの公開を通じて、広く情報提供しております。

なお、審議会答申を受け、和光市では、意見書提出者に対し、複数回面会を重ねており、丁寧な対応を行っているとのことでございます。県といたしましては、施行者である和光市からの事業進捗等の相談に対して助言を行うなど、丁寧に支援してまいります。報告は以上となります。

○議長（高田） 附帯意見に関する御報告をいただきありがとうございます。他に報告などございませんか。ないようですので、以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。御協力ありがと

うございます。傍聴者の方々につきましては事務局の指示に従って御退席をお願いいたします。オンライン傍聴の方は御退室ください。

それではここで議長の任を解かせていただき、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局 高田会長、議事進行ありがとうございました。また委員の皆様には円滑な御審議に御協力いただき誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第 262 回埼玉県都市計画審議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

午前 11 時 15 分 閉 会